

一般廃棄物処理業許可証

住所 中川郡本別町上本別10番地3  
 氏名 有限会社 北海陸運  
 代表取締役 小川 哲也 様

令和2年2月25日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根、枝条、間伐材、草木、流木、伐木、ボサ、木くず、事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別10番地3 有限会社 北海陸運
許可期間		令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		上士幌町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	1. 中川郡本別町上本別10番地3 2. 足寄郡足寄町芽登2134~2137番
	その他	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法令及び町条例を遵守すること。 2. 収集運搬後の跡地については、現状復帰を行うこと。 3. 処分量の変更や品目の変更がある場合は、別途協議をすること。

令和2年3月13日

上士幌町長 竹中 真

